

動物検疫制度を ご存じですか？

～家畜伝染病の国内侵入を防ぐため～

空港や港では
動植物検疫探知犬が
日々奮闘中

海外で肉製品などのお土産を買っても大丈夫？

動物検疫は、中国等アジア各国で発生しているアフリカ豚熱や口蹄疫、鳥インフルエンザ、狂犬病などの動物の病気が、国内に侵入することを防止するために設けられている制度です。

今回の「消費者の部屋」展示では、動物検疫所での輸入検査がどのように行われているのか、旅行者の手荷物から肉製品や果物などを嗅ぎ分ける「検疫探知犬」の活動についてパネルの展示によりご紹介します。

●期間：令和8年4月13日（月）～5月11日（月）8時30分～17時
（土・日・祝日を除きます。初日は13時から、最終日は正午までとなります。）

●場所：近畿農政局1階「消費者の部屋」展示コーナー

京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子風呂町
地下鉄「丸太町」駅下車徒歩約15分（京都府庁西隣り）

◆お問合せ先◆

近畿農政局 消費・安全部 消費生活課 「消費者の部屋」
電話：075-414-9771（直通）

動物検疫所 関西空港支所 検疫第1課
電話：072-455-1956（直通）